



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） ..... 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） ..... 1

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（商工振興課） ..... 2
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 3

### 公安委員会事項

- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく聴聞の実施 ..... 3
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第556号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第670号で同意の認定をした嘉手納加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成24年11月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県告示第557号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成24年11月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成24年11月12日 沖縄県指令農第1107号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 認可を受けた者 南城市玉城字富里143番地 南城市
  - (2) 代表者 南城市知念字安座真56番地 南城市長 古謝景春
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 南城市玉城字奥武上原19番の1及び19番の5の地先公有水面
  - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線並びに①の地点と②の地点及び①の地点と③の地点を結ぶ南城市玉城字奥武上原19番の5と平成21年の秋分の満潮位（D.L.+2.32メートル）における公有水面との境界線により囲まれた区域
    - ①の地点 四等三角点（源1）奥武（北緯26度07分41秒0289、東経127度46分11秒6256）から59度25分36秒638.35メートルの地点
    - ②の地点 ①の地点から357度37分23秒12.48メートルの地点
    - ③の地点 ②の地点から267度37分23秒0.90メートルの地点
    - ④の地点 ③の地点から357度37分23秒5.50メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から87度37分23秒0.90メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から357度37分23秒25.60メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から267度37分23秒0.90メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から357度37分23秒5.50メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から87度37分23秒0.90メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から357度37分23秒21.36メートルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から267度37分23秒2.29メートルの地点  
⑫の地点 ⑪の地点から177度37分23秒70.44メートルの地点

(3) 面積 151.41平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成22年9月2日 沖縄県指令農第878号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 南城市

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年11月20日から平成25年3月20日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成24年11月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 届出年月日 平成24年10月25日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) マックスバリュ高原店 沖縄市高原一丁目812番ほか6筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社キク商事 沖縄市高原一丁目11番5号 代表取締役 喜久本徳吉
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年6月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,275平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 75台  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 5台  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 53平方メートル  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 40立方メートル  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧

に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月20日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画用途地域（新川地区、与那覇地区、兼城西地区及び兼城東地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

**公 安 委 員 会 事 項**

沖縄県公安委員会告示第148号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和50年沖縄県条例第9号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年11月20日

沖縄県公安委員会

- 1 日時 平成24年11月30日（金曜日）午後2時
- 2 場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部6階601会議室
- 3 命じようとする措置 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第7条の規定による事業の停止の命令

沖縄県公安委員会告示第149号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年11月20日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	株式会社カヌチャベイリゾート	株式会社カヌチャベイリゾート (代表取締役) 白石武博	平成24年10月29日から 平成25年10月28日まで
プレジャーボート	有限会社Sea World	有限会社Sea World (代表取締役) 嘉手苺武志	平成24年8月28日から 平成25年8月27日まで
	MARINE CLUB HONEY	株式会社アイランド倶楽部 (代表者) 渡口昇	平成24年9月21日から 平成25年9月20日まで
	ケラマオーシャン	ケラマオーシャン (代表者) 宮里順二	平成24年10月1日から 平成25年9月30日まで
潜水	有限会社Sea World	有限会社Sea World (代表取締役) 嘉手苺武志	平成24年8月28日から 平成25年8月27日まで

業	沖縄ダイビング倶楽部Sea Jack	沖縄ダイビング倶楽部Sea Jack (代表者) 鈴木健仁	同上
	ダイビングサービスイーズ	ダイビングサービスイーズ (代表者) 横地裕	平成24年9月21日から 平成25年9月20日まで
	沖縄Divingshopスイミー	株式会社スイミー (代表取締役) 山口貴弘	平成24年10月15日から 平成25年10月14日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	--